

食品表示一元化検討会
中間論点整理に関する
意見交換会
(午前の部)

平成24年3月23日(金)

午前10時00分 開会

○宮下調査官 定刻になりましたので、ただいまから食品表示一元化検討会中間論点整理に関する意見交換会を開催いたします。

本日の司会・進行を務めます消費者庁食品表示課の宮下といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、食品表示一元化検討会の池戸座長のほか、市川委員、鬼武委員、仲谷委員、中村委員、二瓶委員、堀江委員、森委員、山根委員の各委員にもお見えいただいております。

まずはじめに、消費者庁食品表示課長の増田よりごあいさつ申し上げます。

○増田課長 消費者庁食品表示課の増田でございます。本日はお忙しい中、たくさんの方にお越しいただきまして、本当にどうもありがとうございます。

私のほうから、あいさつにかえまして、本日の意見交換会の狙いについて、若干ご説明させていただきたいと思っております。

消費者庁発足3年になるわけですが、JAS法や食品衛生法、健康増進法によってつくられる表示制度は、消費者庁の担当ということになりました。ただ、法律は依然として3つの法律にまたがっているということで、これらの表示に関する法律を一元化するという検討を進めているところでございます。

この一元化の検討に当たりまして、より多くの消費者の方々が、日々の生活の中で実際に食品を選ぶ際に役に立つわかりやすい食品表示を目指して、昨年9月から検討会を開催し、ご議論いただいているところでございます。

先日、中間論点整理を公表し、今、皆様のご意見をいただいているところでございますが、今後の議論の参考としたいということで、今回この意見交換会を開催したところでございます。

食品の表示は、食品は日々生活に欠くことのできないものということで、たくさんの消費者の方がそれをご覧になって食品を選んでおります。その消費者の方々も様々ですし、この表示制度自体、国が情報を提供するといったものではなく、個々の食品事業者の方々に表示をしていただくということを制度の骨子としております。こういった意味で、この食品制度は消費者、事業者のたくさんの方々がかかわって成り立っている制度でございます。本日は、それぞれご自身のご意見をおっしゃっていただくわけですが、自分はどう思っているということをご発言いただくとともに、周りの人はどういう考えを持っているのかということもあわせて聞いていただいて、それぞれの方の今後の食品表示に対する考え方をより深めていただけるような機会になれば、非常に有意義なものになるかと思っております。発言者の皆様におかれましては、どうぞ忌憚のないご意見をいただければと思っております。

なお、本日は検討会の池戸座長にもご出席していただいております。意見交換の際の司会進行は池戸座長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○宮下調査官 どうもありがとうございました。

なお、本日の撮影につきましては、特に制限を設けておりません。ですが、撮影に際しましては、議事進行の妨げにならぬようにご配慮いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、まず資料の確認をさせていただきます。

お手元の議事次第の配布資料一覧にありますとおり、資料といたしまして、「意見概要」。それから、参考資料といたしまして「食品表示一元化に向けた中間論点整理」、「食品表示一元化に向けた中間論点整理 関連する委員の指摘等」、それと「食品表示一元化に向けた中間論点整理 参考資料」、この3点を配布させていただいております。

そのほか、発言者の方々より補足資料としていただいている場合がございますけれども、こちらにつきましては発言者席及び事務局席のみの卓上配布とさせていただいております。これらの資料につきましては、ご提供いただいた方に相談させていただいた上で、後日消費者庁のホームページへ掲載したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。また、議論の途中でありましても、落丁また欠落等ございましたらお知らせいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、事務局より、先日公表させていただきました「食品表示一元化に向けた中間論点整理」について説明させていただきます。

○平山企画官 消費者庁食品表示課の平山でございます。

私のほうから簡単に中間論点整理についてご説明させていただきたいと思っております。今、お手元に中間論点整理に関する資料をお配りしてございます。これらにつきましては、先日の3月5日に公表いたしまして、既にご覧になっていただいている方も多いかと思っておりますけれども、私のほうから簡単にご説明申し上げたいと思っております。

今回の中間論点整理でございますけれども、お手元の3種類の資料で構成されているということでございます。本体資料である中間論点整理、それと関連する委員の指摘ということで、本体の中に盛り込めなかったご意見についても、関連する委員の指摘ということで掲げさせていただいております。それから、参考資料ということで、食品表示にあまりお詳しくない方も、中間論点整理についてご意見をまとめられるよう、参考となる資料をおつけしてございます。

まず、中間論点整理をご覧いただきたいと思っております。右下にページを打っておりますので、それをご覧になりながらお読みいただければと思っております。

まず1ページでございますけれども、「はじめに」というところがございます。ここは、これまでの経緯などについて簡単に整理してございますけれども、その3段落目、「本中間論点整理では」というところがございます。この中間論点整理は、これまでの検討会、昨年9月から6回ほどご議論いただいておりますけれども、そこで出された論点につきまして、主な考え方、それから関連する意見を取りまとめて、現段階での検討会の議論を整理したという位置づけでございます。これを素材にいたしまして、今、意見募集してご

ございますけれども、あわせて今日の意見交換会など、広く一般の方のご意見を募って、これらの意見を踏まえた上で、今後、検討会の取りまとめを行っていくということでございます。

次に、2ページ目以下が本文でございますけれども、全体の構成といたしまして、まず、論点を掲げております。その後で背景説明を簡単にした上で、論点についての主な考え方を掲げるという構成にしております。

2ページ目、論点1ということでございますけれども、ここは新しい食品表示制度の目的をどのような内容にするべきかということで、主な考え方として、考え方1-1から1-3までということで掲げさせていただいております。

それから3ページ目、次は2でございますけれども、食品表示の考え方についてということでございまして、ここは論点2-1と2-2でございます。論点2-1でございますけれども、まず新たな食品表示制度における表示事項、どういった項目を表示していただくかということについて、考え方を整理しております。ここはテーマが2つございまして、いわゆる義務として表示していただく事項について、考え方2-1-1から2-1-3、3つの主な考え方を載せております。

それから、次の4ページ目にさせていただきますと、今度は任意の表示事項、任意で表示していただく事項ということで、考え方を2-1-4から3-1-6まで掲げさせていただきます。

それから、5ページ目にさせていただきますと、今度は論点の2-2でございます。論点2-2につきましても、2つテーマを設けてございます。上の青枠でございますけれども、ここについては、わかりやすくするためにどういうことに取り組むべきかということの基本的な考え方ということで、例えば2-2-1でございますと、今あるJAS法、食衛法、健康増進法の3法を統合して、制度的にわかりやすくする。さらには用語の定義などの統一を図るということ。それから2-2-2は、例えば物理的に文字を大きくして読みやすくするといったことを掲げてございます。それから、下の青枠でございますけれども、今、基本的に容器包装に表示していただいているのですけれども、それ以外、例えば店頭での表示とか、ネット上での表示といったものの活用についての考え方を2つ載せているところでございます。

それから、6ページ目へさせていただきますと、3といたしまして、食品表示の適用範囲ということでございます。ここは論点の3ということで、食品表示に関する法令の適用対象になっていない販売形態、例えばお弁当とかお惣菜のようないわゆる中食とか外食といったところについて、新しい食品表示制度のもとでどういった取り扱いをするべきかということでございます。

ここは、その下の青枠に3-1から3-3まで3つの考えた方を載せてございます。特に考え方3-3でございますけれども、ここは販売形態ごとに検討してはどうかということで、販売形態ごとの検討例というものを考え方3-3-Aから3-3-Cまで掲げてい

るところでございます。

それから、7ページ目についていただきますと、4といたしまして、論点4、加工食品の原料原産地表示について、どのように考えるべきかということでございます。ここについては、若干考え方は多いのですけれども、考え方4-1から4-6まで掲げているところでございます。

それから、8ページ目についていただきますと、ここは栄養表示についてでございます。ここは論点5ということで、栄養表示を義務化すべきかということ、それから仮に表示義務を課すとした場合、対象となる栄養成分などはどう考えるべきかということでございます。

ここは、テーマを3つほどに分けてございまして、1つは栄養表示を義務化するかどうかといったことについて考え方を3つほど載せております。それから、8ページ目の下の青枠でございますけれども、ここは対象となる栄養成分についてということで、現行は5成分でございますけれども、その5成分を維持するか、そうではなくて、エネルギー、例えばナトリウムなり食塩相当量、この2成分というものを中心に考えるべきかということで、2つ考え方を載せております。

それから、9ページ目、これが最後でございますけれども、ここはいわゆる表示値、実際に容器に書いてある表示値の設定というということで、考え方を4つ載せてございます。例えば5-3-1であれば、現行ではいわゆる誤差の範囲におさめなければいけないものを「計算値」と書いた場合については、そういった誤差の範囲内におさまらなくてもいいといったこととか、5-3-2であれば、上下限の制限を例えば上限のみにするといったことなどを考え方としてお示ししているところでございます。

こういったことを踏まえて意見募集をしております、今日は多くの方にご意見を發表していただくことにしてございます。こういったご意見を踏まえて、今後の検討会の議論の素材にしていきたいと思っております。この意見交換会の開催要領に記載しているところでございますけれども、本日この意見交換会で発表していただいたご意見につきまして、大変お手数で恐縮なのですけれども、パブリックコメントにもあわせてご提出いただきたいと思っております。

私のほうからは、大変駆け足でございましたけれども、以上でございます。どうもありがとうございました。

○宮下調査官 どうもありがとうございました。

それでは、本日のプログラムについてご説明させていただきます。

お手元にあるプログラムのとおり、本日はグループごとに時間を区切らせていただいております。その中で、順番に中間論点整理についてのご意見をご発言いただきたいと考えてございます。ご発言は、一律8分間をお願いいたします。その際、鐘を鳴らして経過時間をお知らせいたします。まず、ご発言予定終了時刻2分前に1回鐘を鳴らさせていただきます。その後、予定終了時間に2回、鐘を鳴らさせていただきます。2度目の鐘が鳴

り終わりましたら、ご発言をまとめていただきますようお願いいたします。

グループ全員のご発言が終わりましたら、そのグループの方々との意見交換会を行いたいと思っております。

なお、意見交換の際の進行役は池戸座長にお願いしたいと考えてございますので、よろしくをお願いいたします。

意見交換が終わりましたら、次のグループの皆様にご発言者席へご着席いただきますので、ご発言者におかれましては発言者控え席へのご移動など、ご準備方よろしくをお願いいたします。

それでは議事に入ります。

まずはじめに、生活クラブ事業連合生活協同組合連合会理事、荻原様、前田様よりご発言をいただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○生活クラブ事業連合生活協同組合連合会（荻原） 皆様、おはようございます。私は、生活クラブ事業連合生活協同組合連合会の理事をしています、組合員の荻原と申します。今日はよろしくお願いいたします。

生活クラブは、35万人の生活者、いわゆる消費者が集う生協です。国内自給力の向上にこだわり、生産と消費の関係を強化しながら、生活に必要な材を自らつくって利用し、持続可能で人間が人間らしく生きられる社会を目指して集っている生協です。生活者であり、消費者である人々の組織です。

グローバル社会の下、国外からたくさんの食が原料として、また家畜の飼料として輸入されております。私たち消費者・生活者は、それらの食の安全・安心を確保し、正確なお情報を得て、自立的に選択し、自らの暮らしをつくっていきたくと願っています。福島第一原発事故による放射能汚染によって、今大変困難な状況下にありますけれども、原発事故の大きな反省とは何か。それは、誰にお任せして、後になって文句を言う、その構造が私たちにもあったのではないかという反省です。私たちは、自分で考えて自分で選ぶことによってリスクへの責任も負っていくべきだと考えているという立場から、意見を申し上げたいと思っております。生活クラブからは3点について意見を提出しております。

まず1点目は、論点1についてです。食品表示の目的については、消費者基本法の目的を踏まえ、新法の目的には、消費者保護と、消費者の合理的な選択の行使に資することを併記し、明確にさせていただきたいと考えます。1968年にまず消費者保護基本法として制定され、2004年に、消費者がより自立するために支援をするという目的に改正されて、現在の消費者基本法になっております。すなわち、消費者と事業者の情報の質・量並びに交渉力等の格差があることをかんがみて、消費者の利益の擁護並びに増進に関し、消費者の権利の尊重並びに自立支援がうたわれ、繰り返し「自立」という言葉が使われております。

また、消費者庁の食品表示課が随時更新されている「食品表示をめぐる主要な論点」には、食品表示一元的な法体系のあり方の検討について、「消費者の選択の機会を確保するため」と書かれています。今回の法体系の整備の検討は、消費者保護、そして消費者の合

理的な選択の行使に資するためにどうすべきかという論点から始まっていることは明らかですので、当初の目的をぶれさせないということが大事ではないでしょうか。この基本に立って全ての議論がなされ、法体系が検討されるべきだと考え、意見を申し上げました。

次に論点2-1の表示事項についてです。私たちが傍聴している検討会の席上で、中間論点整理で掲げなかった事項については今後検討会で検討する予定はないと、事務局の増田氏のご発言がありました。これは大変残念で問題だと考えております。なぜなら、消費者庁作成の「食品表示をめぐる主要な論点」では、「遺伝子組換え食品の表示義務」についても、主要な論点の一つとして取り上げられてきているからであります。日本は、カロリーベース自給率40%弱の構造の中で、食品の原料、家畜の飼料の多くを輸入に頼っております。世界では遺伝子組換え（GM）作物の作付面積が増加しており、トウモロコシは2010年～2011年ベースで食用として400万トンが日本に輸入されていますけれども、その65%にあたる250万トンがGMトウモロコシです。これは重量比で、日本で消費されているお米の3分の1にもなるのです。この量がコーンスターチ・ブドウ糖・水あめ・食用油などに加工されて、お菓子や清涼飲料水などの原料になっています。これらを私たちはそうとは知らずに食べています。GMナタネについても200万トンが輸入され、そのほとんどが食用油になっています。ところが、現在の表示制度では、食用油などはGM原料を使っても任意表示のために表示はしなくてよいとなっていますので、実際、GM原料使用でも商品に表示はありません。一方、みそなどの義務表示対象品目ではGM原料を使っていない時は表示はありません。義務表示対象品目と、それ以外の品目で「表示なし」がまったく逆を意味する。私ども消費者にとってとっさには判断できない、混乱をもたらす制度の現状を改善していくべきだと考えております。

最後に、論点4の加工食品の原産地表示についてです。加工食品の原料原産地に関する誤認を防止し、消費者が選択の権利を行使できるように、加工食品の原料原産地表示をJAS法から切り離して、表示の拡大を進められる法体系を望みたいと思っております。原料トレーサビリティの仕組みをもとに、原則として全ての加工食品を対象として、構成重量が上位の原料について原産地表示の義務化を進めてください。

平成15年8月の「食品の表示に関する共同会議」で、加工食品の原産地表示の目的を、消費者の適切な選択に資する観点から、商品の品質に関する情報を適切に提供し、加工食品の原産地に関する誤認を防止すると位置づけて、この目的達成のために必要な表示基準の策定がうたわれました。しかし、加工品の原料原産地が品質に影響するという前提では、表示を拡大させるのは困難です。また、重量比49%以下の輸入原料には表示義務がありません。これでは消費者には、原料が国産なのか、輸入なのか、わかりません。消費者が適切に判断できる情報の提供がなされていないのではないかと。消費者の知る権利の保障と、優良誤認を防止し、公正なルールを確立するために、加工食品の原料原産地表示は全ての加工食品を対象として、たとえば韓国のように主な原料の重量の上位2番目までの原産地表示を義務化することについて、ご検討をお願いします。

以上です。

○宮下調査官 どうもありがとうございました。

続きまして、遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーンの小野様、よろしくお願いたします。

○遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン（小野） 遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーンの小野と申します。よろしくお願いたします。

私たちは、1996年に遺伝子組換え食品が日本に入ってきてからずっとこの問題に取り組んでまいりました。特に表示の問題は一番に力を入れてきたところですが、最初に表示ができた時には、本当に多くの日本の消費者の皆さん、市民の皆さんの声があって、少なくとも表示はできました。ですけれども、今その表示を見ますと、先ほどお話がありますように、私たちにとっては遺伝子組換え食品かどうかを判断できるような表示ではなくなっています。それで、私たちもずっと表示の問題で署名を集めたり、それからいろいろな運動をしてきましたけれども、今度消費者庁ができて、消費者のための表示法ができるということで、私たちはこの遺伝子組換え食品の表示の見直しはぜひやってほしいと思ひまして、検討会の皆さんによろしくお願いたします。それでは、私の意見をこれから発表します。

先ほども申しましたけれども、日本の遺伝子組換え食品表示は、2001年にJAS法で、2003年に食品衛生法で始まりました。そして、本当に表示は少ないです。スーパーに行ってみますと、遺伝子組換えという表示があるものはほとんどないです。私たちが遺伝子組換えでないという表示を見つけるのは、豆腐とか、納豆とか、みそとか、そういうものでして、本当に表示の中で遺伝子組換えという表示を見つけることはほとんどありません。それで、最初に表示法ができた時に一番問題だったのは、製品中に組み込まれた遺伝子やたんぱく質の残存が一定程度あり、検出可能なこと、これが条件になっていますので、実はたくさん使われている油などには表示がないのです。このことが私たちの表示制度に対して、表示を非常に狭くしていることの問題だと思っています。

それで、先ほどありましたけれども、では私たちはどのぐらい食べているのかといいますと、2007年にアメリカとかカナダとか輸出国での生産状況とか日本の自給率とかを精査して計算したところでは、大豆では65%が遺伝子組換え、ナタネでは69%、これは約ですけれども、それからトウモロコシも約69%、それから綿実に至っては82%が遺伝子組換えとなって、私たちの食卓に上っているんです。それで、基本的に遺伝子組換え作物の多くは、食用油に使用されています。マヨネーズとかマーガリンなどの油製品、それからしょう油などの食品や、それから食品添加物にすごく使われています。トウモロコシは、輸入の大半が畜産の飼料になっています。

そこで、表示についていつも私たちがこうあったらいいなと思っているのが、EUの表示制度です。日本との表示制度の違いを申しますと、表示の対象は、EUは全食品表示です。マーガリンも油もマヨネーズもしょう油も全部対象になっていますし、日本であるよ

うな上位3品目、重量比5%という規定もありませんし、使用した全ての原材料を表示することを義務づけています。それから、混入率ですけれども、日本では5%まで、ですから5%以下であれば「遺伝子組換え不使用」と表示ができますけれども、EUでは0.9%までです。それから、表示の方法ですけれども、EUでは表示は「GMO」（遺伝子組換え作物使用）、それ一つだけで、それだけの簡単な表示になっています。日本では、豆腐や納豆など、表示義務のある食品のみに表示していき、使用か不使用か、不使用の場合は任意ですから表示しなくてもいいんですけれども、とにかく非常にわかりにくい表示になっています。そして、表示義務のない食品もありますから、表示がないとしても、その中に遺伝子組換え作物が原材料に使われているかは私たちには知ることはできません。

そしてもう一つは、EUでは畜産の飼料にも表示しております。それから、表示の信頼性を高めるためにということで、EUでは遺伝子組換え食品のトレーサビリティが義務づけられていまして、生産者までたどることができます。

そういうわけで、私たちはこのEUの表示をお手本にせずと運動をしてきています。食品表示というのは、消費者が食品の中身を知り、選べるようにするのが目的で、消費者の知る権利を保障するものでなくてはなりません。特に、この遺伝子組換え食品は、まだ安全性が確立していませんし、だから多くの消費者は遺伝子組換え食品は食べたくないと思っています。現在の遺伝子組換え食品制度では、遺伝子組換え作物が原料に使われているかどうか、正確な情報を私たちが得ることができません。義務表示の対象が少ないのは、先ほど申しましたけれども、製品中に組み込まれた遺伝子やたんぱく質の残存が一定程度あり、検出できることという条件があるからです。食品表示制度ができた当時、厚生労働省は、食用油やしょう油は遺伝子やたんぱく質が分解されるので問題ないと言っていたけれども、全てが分解されるわけではありませんし、不純物が残ることがあります。もし微量でも不純物が残っていれば、アレルギーなどの健康被害を引き起こす心配があります。

遺伝子組換え食品の危険性の一つに、予期せぬ成分の生成による被害が想定されています。したがって、私たちは、不安な遺伝子組換え作物が原材料に使われていることを知ることが必要です。そのためにトレーサビリティを確立することが必要です。そして、一番日本で使われている畜産の飼料にぜひ表示していただきたいと思っています。

遺伝子組換え食品の危険性ですけれども、一つだけ紹介します。アメリカの環境医学会が2009年5月19日に発表したもので、今まで世界で行われてきた様々な動物実験の結果を精査して、遺伝子組換え食品が深刻な健康被害をもたらすため、遺伝子組換え食品の即時モラトリアムを求めるメッセージを発表しています。遺伝子組換え食品と健康被害との間に偶然を超えた関連性を示しており、遺伝子組換え食品は、毒性学的、アレルギーや免疫機能、妊娠や出産に関する健康、代謝、生理学的、そして遺伝学的な健康分野で、深刻な健康への脅威の原因となると結論づけています。そして、その中で、直ちに遺伝子組換え食品の流通や作付をやめること、そして長期の安全試験を実施することを要求しています。

そんな様々な動物実験を私たちはこの報告の中に目にすることができるのですけれども、この動物実験に使われている遺伝子組換え大豆とかトウモロコシというのは、もう日本で承認されているものです。食品として私たちは食べております。

そして、その安全審査のやり方も、この辺で見直さなければいけないのではないかと考えていますし、それから遺伝子組換え食品の表示によってしか私たち選ぶことができない、避けることができないということを考えますと、ぜひ遺伝子組換え食品の表示を見直して、全食品表示をしていただきたいと、私たちは考えております。

どうもありがとうございました。

○宮下調査官 どうもありがとうございました。

続きまして、製粉協会専務理事門田様よりご発言をいただきます。よろしく願いいたします。

○製粉協会（門田） 皆さん、おはようございます。今ご紹介いただきました、製粉協会専務理事の門田と申します。製粉協会というのは、皆さんが日ごろ食べておられるパンとかめんなどの原料となる小麦粉をつくっているメーカーの集まりです。今、日本全国には90いくつの製粉事業者がおりますけれども、そのうちの27社が属している団体でございます。今日は、小麦粉をつくっている立場から、この表示の問題について、論点はたくさんありますけれども、特に原料原産地の表示の問題について、私どもの意見を申し述べさせていただきます。

まず最初に、消費者の皆さんにとって理解しやすい、それから我々事業者にとっても、表示しやすくわかりやすい制度、今回消費者庁さんのほうでおやりになろうとしている一元化というのがまさにその流れだと思いますけれども、そういった取組をされるということに関しては、非常に有意義だと私どもは思っております。

原料原産地の表示を一律全て義務化すべきではないか、というご意見があると思います。その点につきまして、小麦粉という商品の特性を踏まえて、小麦粉については義務化というのはなかなか難しいという立場から意見を申し述べさせていただきます。

まず小麦粉という商品ですが、原料の小麦を粉にする。一言で言えばそういうことになるわけですが、実は小麦に含まれているたんぱく質の量と、それからたんぱく質といってもいろいろなタイプがあるわけですが、その質、量と質の双方によって小麦粉の用途が異なります。我々は大きく4つに分けているわけですが、一つはパン用、それから中華めん用、うどんとかそうめんなどの日本めん用、それから菓子用となっております。これは、たんぱく質の量に応じて、便宜上の分類でございますが、そのようになっているわけです。それぞれ、強力粉、準強力粉、中力粉、薄力粉という形になっております。合わせて等級というのがございまして、単純に言えば、例えばパン用の一等粉とか、めん用の二等粉とか、こういった形で取引が行われている。その違いは、粉に含まれているたんぱく質の量と質にかかっているということでございます。

4つと申し上げましたけれども、実際、業務用では、多くのユーザーさんのご要望に応

えて、もっときめ細かくなっております。数は非常に多いということでございます。小麦粉のたんぱく質の量と質というものが、その小麦粉で何をつくるかということの最も重要な要素、指標だということです。大手のパン屋さんであれば、言ってみれば工場の機械生産のようにラインに乗せて、毎日たくさんのパンをつくっておられる。その時に使う小麦粉のたんぱく質の量とか質が変わりますと、効率的に生産ができないという問題が生じるわけでございます。したがって、小麦粉のたんぱく質の量と質というのが大事でございます、常に一定のものを維持するということが我々製粉業界に求められている、ということになります。

では一定のものをどうやってつくっているのか、ということになるわけですが、そういった品質をつくり出せる小麦を選ぶ必要が、まずございます。原料である小麦というのは、現在、日本では、アメリカ、カナダ、いわゆる北米のものと、オーストラリア、それから国内産がございます。国内産は残念ながら自給率が低くて1割にもなっておりません。これら4か国の小麦を使っております、それぞれ産地、銘柄とか等級によって、たんぱく質の量と質が異なるということでございます。先ほど申し上げましたいろいろな用途によって原料の小麦を使い分けているわけです。使用する小麦の種類と、それらをブレンドして使っておりますので、その配合が一定の成分を持った小麦粉をつくる上で非常に重要な役割を果たしております。

これだけならいいんですけれども、小麦というのは農産物でございます。同一の産地、それから銘柄であっても、年によって品質が大きく異なります。また、同じ国であっても地域によって異なるということで、一定でないということです。そういったものを相手に小麦粉の成分を一定にするためには、原料小麦の品質を細かく把握した上で、その都度原料の配合比率等々を変えていかなければいけないということになります。ここで原料原産地の表示の問題になるわけですが、一定の成分の小麦粉をつくるためには、原産地及びその配合比率を変えなければいけない。それはどういうことかということ、原産地の順番が変わるということでございます。したがって、非常に難しいということになります。

仮に原料原産地表示が義務化されるということになりますと、我々としては、成分を一定にするために原材料の配合を変えるわけですが、その都度パン屋さんなりめん屋さんが表示を変えなければいけないということになります。また、パン屋さんやめん屋さんは、一つの小麦粉で一つ商品をつくっているのではなくて、いろいろな小麦粉を自分でまぜて、自分の使い勝手のいいように自分たちでブレンドして使っておられる方々もいらっしゃいます。そんなことを合わせますと、事実上難しいと言わざるを得ないということになります。仮に順番を変えないで一定の表示をしてしまいますと、逆に小麦粉の品質がぶれるということになりますので、これは加工メーカーさんだけではなくて、消費者の皆さんもかえって不利益をこうむることになるのではないかとございまして。

したがって、小麦粉に関しましては、原料原産地表示の義務化というのは、大きな支障を伴いますので、適切ではないということです。

以上でございます。

○宮下調査官 どうもありがとうございました。

続きまして、財団法人食の安全・安心財団事務局長中村様、よろしくお願いたします。

○財団法人食の安全・安心財団（中村） 食の安全安心財団の中村でございます。本日は発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

食の安全・安心財団といいますのは、リスクコミュニケーションの研究と実施を活動の中心としております。現在は、食と放射能問題テーマの中心に置いてやっております。

今日の論点整理に対する意見でございます。冒頭、論点整理ということで意見の募集をいただいたのですが、内容は意見の羅列でありまして、これにどう応えればいいのか、非常に戸惑いました。この間の検討会も何回か傍聴しておりますけれども、検討会の委員の皆さんもかなり戸惑っていたと感じております。それから、3法に限定して、立法を前提としております。その検討の過程で、抱き合わせ的に表示の拡大に議論を広げてきております。その上で、新しい法律の目的をどうしたらいいのかということをお問うているということに対して、いまだに理解ができておりません。

それを前提としまして、論点1でございます。JAS法、食品衛生法、健康増進法は、それぞれ立法の趣旨と法律の目的があります。そのために必要な表示に係る条項を定めておりますが、これら3法の目的が達成されたとは思っておりません。食品表示一元化検討会の役割が、既存3法の表示に係る条項を集約して新たな法律をつくるということであるならば、既存3法における法律の目的を新法においてもそのまま引き継ぐべきであると考えます。

そうではない、検討会が食品の表示に係る課題を整理して、新たな食品表示制度の構築を目指すものであるならば、表示の拡大ありきではなくて、現行制度化の表示の現状を検証した上で、景品表示法、計量法等、3法以外の食品に係る法律も含めて体系的にこれを整理して、新たな法律のあり方を検討すべきであると考えます。

さらに、新たな法律の制定は、法の執行体制と一体で議論されるべきものであると考えます。消費者庁は、検討会において、食品衛生法は厚生労働省、JAS法は農林水産省という二重の監視・指導体制の見直しは検討しないということを明言しております。現状のまま食品表示が一元化された場合、事業者は一つの法律で、行政目的の違う複数の機関の監視・指導を受けることになり、事業者の負担軽減につながらないばかりか、今まで以上に現場の混乱が懸念されるものであります。

それから、論点2の新たな制度での表示事項でございます。これは目的とちょっと重なります。話していることがわかりづらいと思いますので、具体的な事例でちょっとご説明したいと思います。

消費者がスーパーに出向きます。生鮮食品売り場でマグロのさくと牛肉スライスのパックを手にとります。両方に「解凍」という表示があります。これは冷凍品を解凍した商品だということがわかります。これは消費者の目です。この表示をつくるのは事業者です。

そうすると、事業者は、それぞれ法律あるいは制度に従って表示をすることになります。マグロの解凍は、JAS法による水産物品質表示基準に従います。牛肉の解凍は、景品表示法による食肉に関する公正競争規約によって定められています。従うものが違うんです。同じように、両方の商品にユニットプライスがあります。100グラム当たりいくらという表示です。価格に関しては、食品衛生法にもJAS法にも何ら規定はありません。ユニットプライスは、さきの牛肉については公正競争規約で定められております。それ以外は、各県の条例等で自治体が奨励している表示です。それから、よく見られる表示違反で、和牛でないものを「和牛」と表示する例があります。これはJAS法で品質を誤認させる表示として摘発されますが、和牛についてはJAS法では何ら規定しておりません。これも、先ほどの食に関する公正競争規約の施行規則で定められております。公正競争規約は現在67存在し、うち食品が37、酒が7です。これらを含めて検討すべきではないかと考えております。

それから、論点の2-2、表示をわかりやすくするための取組。消費者庁が実施した消費者アンケートの結果によりますと、表示のわかりにくさの理由としては、多くの消費者が「文字が小さい」「情報が多過ぎる」ことを理由に挙げております。わかりやすい表示を目指すためには、現行の表示内容を検証して、真に消費者が必要とする表示の優先度に配慮した見直しが必要ではないかと考えております。

包装等への表示を補完するものとして、ウェブサイトやQRコードの利用が検討されております。ただ、これらに対応できない消費者や事業者が多数存在する現状において、義務表示事項の手段として採用することは適切でないと考えております。

それから、論点3、新たな制度での適用範囲でございます。消費者が必要とする情報をわかりやすく提供する。これはもちろん大切なことであり、否定するものではありません。また、食品表示が有効な手段であることも事実でございます。ただ、その場合大事なのは、事業者が表示する場合、絶対守るべきルールがあります。それは、表示の内容が正確で適切であること。表示の内容は、事業者が消費者にする約束でございます。ですから、その約束が違えば、新聞等に時々出ますけれども、安全あるいは健康に関係がなくても、事業者は大幅な大回収を行うわけです。それはひとえに消費者との約束が守れなかったということに起因するわけでございます。

食品表示について一番大事なのは、その実効性が担保できるかどうか、その真正性が確保できるかどうかということにあるかと思えます。現実、実態を無視して、ルールを先行して押しつけるということになりますと、結果として表示のミスを生じさせることとなります。義務表示になった場合、表示のミスは違反ということになります。表示違反が多発するということは、結果として事業者にとっても不幸ですし、消費者の不信も招くのではないかと考えております。

最後に、栄養表示の義務化でございます。これについて、そもそも食生活の改善と健康増進というのは、消費者自身が日常生活の中で管理するものと考えます。零細事業者等に多

大な負担をかけて栄養表示の義務を課すことにより解決できるものではないと考えております。今日、こういうところでこういう検討会をしている、こういう内容を話しているということも知らないまちの総菜屋さんがいます。洋菓子屋さんがいます。和菓子屋さんがいます。家内営業的な定食屋さんがいます。そういう人たちにどこまで法律の義務ということでルールを押しつけるのか、冷静に考えていただきたいということでございます。

以上でございます。

○宮下調査官 どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと思います。池戸座長、よろしく申し上げます。

○池戸座長 限られた時間の中で、非常に貴重なご意見をありがとうございました。

それで、先ほど事務局のほうから進行方法のご説明がありましたが、今回は、4者というのでしょうか、4団体を一つのグループとしましてご意見をいただくということで、まずグループの中で、今いろいろなご意見があったと思うのですけれども、今お聞きになられたことを踏まえて、何かご意見がありましたらご発言いただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○生活クラブ事業連合生活協同組合連合会（荻原） 生活クラブの荻原といいます。

一つ、小麦のところで、私も本当にそうだなと思っていろいろ調べたのですけれども、でも今おっしゃったのは本当に厳密にそれをやろうとしていらっしゃる場所であって、もう少し、例えば事業者がこれだけ困るのだ、それは消費者にも影響するでしょうということではなくて、できるところはどこまでなのか、できる表示はどこまでなのかというところを少しずつ広げていく。そういうところからお考えいただくと、さっきおっしゃったのは、本当に厳密に、順位も変わるかもしれないとおっしゃっていましたがけれども、そうではなくて、例えば輸入ものとか、例えばアメリカ産とかカナダ産とかというのは、それが重量が変わってもそんなに上位なのは変わりませんよね。そういう、まずはできるところの表示からということから考えていただくとよいかと思います。

もう一つ、食の安全・安心財団は、私も今日お話しするので、どんなところかしらと、より知ろうと思ってホームページとかを拝見して、少し情報を得てきたのですけれども、今私がすごく気になったのは、最後におっしゃった、まちの総菜屋さんとか、いろいろなところにルールを押しつけるとおっしゃったのがすごく気になっていて、まちの総菜屋さんとか、いろいろな方たちも一緒に私たちの食をつくっているし、暮らしをつくっている人たちです。その人たちに押しつけるわけではなくて、ともにつくっていけるルール。その人たちは、何も情報なくして、自分がつくっているものがもしかしたら日ごろ顔を見て売り合っている、「これはいいよ。おいしいよ。食べていきなさいよ」と言っている人たちに対して不利益を与えるものかもしれない。そういうところもあるとすれば、自分が提供しているものが、こんなものを提供しているのだ、これを自信を持って出しているのだということを知ること、それを提供する。その気概というか、こんなにいいものを出しているのだというのを持つためにも、情報の開示、表示というのは必要かなと思いま

したので、ルールを押しつけるというのは、何かとても今日の検討会の中では変な言葉かなと私は思いました。

○池戸座長 ありがとうございます。

ご意見をお聞きしておきますということであれば、それで結構ですし、もしご意見があれば。

○製粉協会（門田） 製粉協会でございます。今ほどご質問をいただいたわけですが、私が先ほど申し上げましたのは、原料原産地の表示を義務化するとすると、これは全部の小麦粉についてしっかりやらないといけないということになります。そういうことから、義務化は難しい面があるということです。ある意味では随分細かい話をさせていただいたわけですが、では全然できないのかということ、決してそうではなくて、任意であれば、消費者の方々が必要としているような情報を提供するという点に関してはやっていると、私がお話したのは、あくまでも義務化するとすると、全部やらないといけないということ、そこが難しいということをお話いたしました。

○池戸座長 食の安全・安心財団をお願いします。

○財団法人食の安全・安心財団（中村） 時間がなかったので、説明の部分が足りなかったところがありますが、いわゆる義務化と任意の違いを言いたかったわけですが、惣菜業界も外食業界も、自らガイドライン等を定めて、任意的に自主的な取組を進めております。それと、法律によって義務化する。これは、強制力を持ち、罰則も伴うものでございます。それを事業実態が様々にある中で一律に適用することについて慎重であるべきだということをお話し申し上げました。

○池戸座長 そのほか、いかがでしょうか。

○遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン（小野） 小野と申します。原料原産地に関しましては、確かに私たちは、どこでどうつくられたかということを知りたいということで、必ず私たちは表示に示してほしいものだと思っています。ただ、常に言われるのは、検討会でもそうですけれども、実効性ということが言われていますけれども、確かにそれはできることとできないことがありますので、できないことは例外的にどうしたらいいかということをお話いたしました。少なくとも消費者庁ができて、多分農林水産省とか厚生労働省の時には、事業者の人の負担を少なくしようということで常に、表示の検討会に出ますと、実効性ということだけがいつも言われて、私たちの知りたいという権利がいつも無視されてきたように思っていますので、新しい食品表示法ができる時には、実効性を盾にしてできないということは、それを盾にしないでほしいなと思っています。

○池戸座長 ありがとうございます。

そのほか何かございますでしょうか。よろしいですか。

事務局のほうから何かございますか。よろしいですか。

多分、ほかのこれからのグループもそうなのですが、これを踏まえて、これで終わり

いうことではなくて、もしご意見等ありましたら、またパブコメのほうに出していただければ結構かと思えます。

では、とりあえずこのグループは終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○宮下調査官 どうもありがとうございました。

それでは、次のグループの皆様、発言者席のほうへご移動をお願いいたします。

(発言者入れかえ)

○宮下調査官 それでは続きまして、食の安全・監視市民委員会代表神山様、ご発言、よろしくをお願いいたします。

○食の安全・監視市民委員会（神山） おはようございます。食の安全・監視市民委員会の神山でございます。

私たちの団体は、食品安全基本法ができた2003年に発足いたしまして、それ以来、食の安全に関する情報収集やウオッチなどをやってきております。表示の問題にも積極的に取り組んできました。今回、発言する機会を与えていただいたのですが、論点整理が論点整理になっていないと思いますので、論点整理にかかわらない発言をさせていただきます。

まず第1番目に、先ほど財団の方もおっしゃいましたけれども、3法だけを統一化することから始まったということ自体がおかしい。そういう閣議決定をしたということで始めてしまうのではなくて、せっかく検討会を設けているのですから、景品表示法はどうするのか、計量法はどうするのかと、表示に関する法律をすべて洗い出して、そこから検討するというのをやるべきだったと思います。少なくとも、食品の表示の一番大切なことは、うそを言わない、消費者をだまさないということですが、消費者をだまさない表示は景品表示法で、この景品表示法が外れてしまっているということは根本的な欠陥だと思います。

また、目的について、消費者の権利を入れるか、入れないかといった議論があるということ自体が全くナンセンスだと思います。ケネディ大統領が「全ての人は消費者である。消費者には安全を求める権利、知らされる権利、選ぶ権利、意見を聞いてもらう権利がある」という演説を議会でしてから半世紀です。半世紀経ってまだ日本では、消費者の権利の内容が確立していないなどというばかな議論をしているということ自体、おかしいことだと思っていただきたいと思います。せっかく消費者基本法には「消費者の権利の尊重」という言葉が入ったのですから、消費者基本法を受けてできた消費者庁は、表示は消費者の権利を確保するためのものであるという、その土台をしっかりと認識して議論を進めていただきたいと思います。

皆さん、当然ご承知とは思いますが、正田彬先生が「消費者の権利」という本を岩波新書で出しておられます。これは消費者の権利全般についてお書きになっていますが、その中で、正しく必要な表示をさせる権利ということを書いておられるので、読ませていただきます。「消費者は商品・サービスを購入する場合に、その商品・サービスに付された表

示に依存して決定せざるを得ない。しかし、そうした商品・サービスの内容の内容・性格・機能についての表示は、全て売り手である事業者によるものである。したがって、消費者にとっては、「商品・サービスについて正しく必要な表示をさせる権利」も重要なものとなる。商品・サービスの購入という売買契約において、適正な取引を成立させ、消費者の契約意思の内容を確認することになるからである。」「事業者の行う商品・サービスについての「正しく必要な表示」は、消費者が商品・サービスを正確に認識するために行われるものである。消費者に対するサービスとして行われるものではない。消費者の権利に対応する表示義務が、消費者に対して支配的・優越的な地位にある事業者に対して課されるということである」ともう何年も前に書いておられるのですから、こういう立場で法律をつくってもらいたいと思います。

消費者の知る権利というのを法律に書くと、消費者がお店に行って、企業秘密まで明かさせということになるのではないかという議論があるそうですけれども、国民の知る権利を保障している情報公開法、地方自治体の情報公開条例、こういう知る権利そのものを確保するための法律の中にさえ、企業秘密を守る法人情報という例外規定があります。「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は開示しなくていいという条文が入っているのです。だから、知る権利があるから、企業秘密まで全て知る権利があるのだなどという議論は、だめにする議論だと思います。

そのほかに私の意見はいくつか論点ごとにも述べているんですけども、その論点以外に、論点に入っていないものとして罰則があります。罰則は緩めるべきではなくて、JAS法に統一して罰則を緩めたら、こんな統一法はやらないほうが良いと思います。JAS法の1億円の罰金が課された例を私は知りません。偽装しても罰則もかからないようなことには絶対にしてほしくない。罰則は、食品衛生法の直罰を原則とするということを明記してください。

それから、そのほかにJAS法の中には国民の申出制度というのがあります。これが食品衛生法と健康増進法にはありませんが、ないところに合わせるのではなくて、JAS法にある申出制度を残りのところにも合わせて、国民が、この表示は違反だとか、あるいはこういうことについても表示させろとか、そういう申し出をする権利があるということを書き込んで、申し出が正当である場合は、主務大臣、つまり消費者庁長官は調査をしなければならないという条文をぜひ盛り込んでいただきたいと思っています。

そういう前向きの法律をつくって、そして先ほど財団の方もおっしゃったように、この監視の部分もきちんと統一してやるのでない限り、頭は一つで手足がばらばらといった非常におかしな制度ができてしまいますので、頭から手足の先まで、それを全部視野に入れて検討を進めていただきたいと思っています。

以上です。

○宮下調査官 どうもありがとうございました。

続きまして、社団法人全国清涼飲料工業会専務理事公文様、よろしくお願ひいたします。
○全国清涼飲料工業会（公文） おはようございます。全国清涼飲料工業会の公文と申します。まず、本日意見陳述の機会をいただきましたこと、本当にありがとうございます。御礼を申し上げます。

今日は、私どもからは、論点4の加工食品の原料原産地表示の拡大についてと、論点5の栄養成分表示の義務化、この2点につきまして意見を述べさせていただきたいと思ひます。

まず、原料原産地表示についてですけれども、結論から申し上げますと、意見書記載の考え方に基きまして、主な考え方の4-1、新たな食品制度の下でも、引き続き、従来の要件を基本に考えるという方向を支持させていただきたいと思ひます。

果実飲料を含みます私どもの清涼飲料業界では、その商品のブランド、商品名と言いかえていただいても結構かと思ひますけれども、このブランド価値を高めて多くのお客様にご支持、ご購入いただくということで事業を行っております。ブランドを育てるということもなかなか大変でございまして、もちろん食品でございまして、味が一番に来ます。それ以外にも、ネーミング、パッケージデザイン、それからパッケージの素材、価格、容量等々、宣伝も含めまして、大きな設計の中でこのブランドを育てていっているわけでございます。食品ということで一番重要なポイントは味だということは、先ほど申し上げましたけれども、ブランドというものが、途中で味が変更してしまつては、それはもうブランドと言ひません。我々としましては、年間を通じまして均質な味をつくっていくためにもろもろの努力を続けているわけでございます。味以外にも、風味とか、色、香り、こういったことも要素として入つてまいります。このために、まず一つ、相当高度な加工技術をもつて、この味の均質化、一定化に向かつております。さらには、特に果実でありますと、収穫変動、それから異常気象、不作、端境期、それから相場の変動といったものが頻繁に起こつてまいります。我々としては、それに全て対応していくということが、年間を通じた均質なブランドを育てていくことになっているわけであります。

このために、特に果実飲料の場合、原産地とか品名を強調表示しているもの以外につきましては、例えば一つのオレンジ果汁でありましても、複数の果汁を用意して、年間いろいろとシフトさせながら均質な味をつくっていくということになります。もちろん、その果汁の多さイコール原産国の多さということにはほかならないわけであります。

この果汁を変更する際にその都度原料原産地の表示を変えるということは、極めて大変なことになります。もちろんコストアップにもつながってくるということではありますが、例えば、申し上げているとおり、オレンジの果汁一つとっても複数の国でいろいろ変更が起きてくる。これを、もしミックスの果汁を考えていただいた時に、何が起きてくるかということとは十分おわかりいただけるのではないかと考えております。もちろん、これらの変更というのは、印刷の変更、ラベルの変更等々ありますので、コストアップになります。そのコストアップは、最悪の場合は価格に転嫁されて、皆様のご負担が上がるということ

にもなります。

さらに言いますと、国が変わるたびに、一定のラベル等のロスというのは間違いなく発生いたします。これが頻繁に起こるということは、環境で申し上げますと、3Rのうちのリデュースというところ、3Rの最優先順位の高いところでございますけれども、これに反してくるといってもございますので、いろいろ総合的な判断をぜひお願いしたいと考えております。

さらに、意見書にも書いてございますけれども、世界的には産地を特定することなく搾汁される果汁も多く存在しております。日本だけがそのような果汁を使えなくなるということになりますと、一つは中小零細企業に大きなダメージがございます。さらには国内企業の国際競争性の低下にもつながってくるということが予想されますので、この件について、ご検討に当たりましては、るるこのような点をぜひ十分ご配慮いただきたいと考えております。

次に論点5でございますが、ここはもうほぼ記載のとおりでございます。かなり細かい話になりますけれども、お許しいただきたいと思っております。

まず、論点5、栄養成分表示の義務化について。これはぜひ任意表示としていただきたい。さらに強調した場合にのみ義務表示とする現在の状況を継続していただきたい。このようにお願い申し上げます。

次に、栄養成分の表示順につきましても、ぜひ現行どおりとしていただきたいと思っております。現在の栄養成分5項目の表示は、一目で見ると皆見えるという状況になっております。この中で順番を変えるということが、消費者にとってそんなに大きなメリットになるということはちょっと考えづらいと思っております。また、これを変更することによってミスが起きたり、コストアップにつながるということも十分考えられます。よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、考え方5-2-1でございますが、ナトリウムと食塩相当量の表記につきまして、ぜひナトリウム表記でも、食塩相当量の表記でも、どちらの表記でもよいという方向にまとめていただきたいと考えております。食塩を使用していないのに食塩相当量の表記ということでは、いろいろ消費者の方から誤解が生じるということがございます。ぜひご配慮いただきたいと考えます。

また、もし義務化となった場合には、清涼飲料工業会はもとより、食品業界には中小零細メーカーが大変多うございます。そこについては特例を設けていただいて、中小零細に限り任意表示とするといったこともご検討いただきたいと思っております。

最後に、考え方5-3-1でございますが、五訂を根拠とした計算値では、果汁や野菜汁など、ばらつきの多いもので計算値と実測値との誤差が生じてまいります。ぜひ、根拠あるものから計算した場合の計算値といったものの使用を認めていただきたい。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○宮下調査官 どうもありがとうございました。

続きまして、主婦連合会事務局長佐野様よりご発言をお願いします。

○主婦連合会（佐野） 主婦連合会の佐野と申します。よろしくお願いいたします。

この意見発表としまして論点2-1を提出しておりますけれども、ほかの論点についても発言してもいいということなので、論点1についても発言させていただきます。

論点1、食品表示制度の目的についてです。食品表示の一元化を実施し、新たな表示制度として導入する目的は大きく3点あると考えています。まず1つは、消費者の権利の確保。消費者の安全を確保し、経済的被害も含む消費者事故を防止し、消費者が適正に食品を選択できるようにすること。そして2番目は、業界に対する表示の健全化。一元化によって事業者にもわかりやすいルールがしかれることで、適正な表示を実現できる制度的基盤とすること。そして3つ目は、新たな表示制度として整備することで、行政による一元的管理・執行を実現することです。これらの目的は、一元化の検討のそもそもの出発点であると考えています。

ばらばら規制とばらばら執行により、表示制度が混乱しています。それを見直すことが社会的要請であり、時代的要請であると考えています。そして、これら3つの目的は、消費者行政による消費者の権利の尊重として示されます。したがって、この論点1については、「消費者の権利の確保を図ること」という文言を法律として明示することが大前提になると思います。表示には、安全の権利や選択する権利、知らされる権利もありますが、消費者教育を受ける権利などの側面もありますし、個別の権利項目に絞るのではなく、「消費者の権利の確保」という文言として明示されるべきだと考えます。

その上で、それらの権利が侵害されないように、一元化された監督官庁による監視や法執行の仕組みを検討すべきです。この権利規定と監視・執行に関する規定が、車の両輪として、ともに報告書に盛り込むべきだと考えております。

次に、論点2-1にいきたいと思います。新たな制度での表示事項。表示事項はたくさんありますが、基本的な考え方としては、消費者が食品を適正に選択するための現行の表示事項を最低限維持すべきだと思います。維持した上で、安全面や品質面、さらに消費者の関心の高い表示を追加すべきです。そして、現行の表記の仕方を見直し、わかりやすい表示へと統一化していくべきだと考えています。

新たな表示事項としては、酒類表示やアルコール含有量表示の追加が必要だと思っています。この表示の必要性は主婦連合会としては長い間主張しておりますが、清涼飲料とアルコール飲料の違いがなくなりつつある現在、消費者の安全を確保するという意味でも、極めて重要な項目だと考えます。

それから、加工食品の原料原産地の拡大表示、それから海外で趨勢となっている栄養表示の義務化も必要だと思っています。栄養成分にはトランス脂肪酸も含めるべきだと考えています。

次に、遺伝子組換え表示については、先ほどのグループでいろいろご発言がありました。同じ意見です。任意表示と義務表示がありますけれども、その内容が非常にわかりに

くいものになっています。パーセンテージのこともそうですが、消費者の意見を聞いて、抜本的な見直しが必要だと考えています。

それから、製造所固有記号について、実際の製造地が現行表示ではわかりにくいというか、消費者にはわかりません。この表示については、記号を廃止し、実際の所在地をきちんと明記するべきだと考えます。

また、日付表示については、製造年月日の表示の復活は必要だと考えています。現在の消費期限と賞味期限の表示と、製造年月日の表示は、全く伝える情報が異なっています。現行の日付表示の表記方法の見直しとともに、過去の事実を伝える製造年月日表示の復活・義務化もきちんと対象項目に入れていただきたいと思います。

それから、もう一つ検討していただきたい事項があります。これは、いわゆるベクレル表示です。放射性物質の新しい食品基準が4月から施行されますが、基準値未満の数値について、消費者は知りたいと思っています。むしろ、消費者には知らされるべきであると考えています。その表示を見て、購入するか、しないか、その選択は消費者の判断にあるのではないのでしょうか。購入する食品がどれほどの放射能レベルを持っているか、消費者には知る権利があります。4月からの新基準には、1歳未満の乳児を対象にした基準はあるものの、3歳までの幼児やそれ以上の子供については一般の食品に含まれてしまうという例が多いと思われます。ベクレル表示の実現の要求は今後一層高まってくると思っています。何らかの仕組みを検討し、この検討会で消費者の知る権利、選択する権利に応える対応をぜひ提起していただきたいと考えています。

それから、留意事項として、食品の種類によって消費者が求める表示事項が異なっていることも配慮していただきたいと思います。例えば、生鮮食品の野菜や果物の場合は、栽培方法も消費者が知りたい事項に入ります。お魚では、養殖なのか、解凍されているのか、それも消費者の関心が非常に高い部分であります。これら表示については、生鮮野菜や加工食品など、それぞれの食品ごとに共通表示事項を見直して整理し、よりわかりやすいものへと改善すべきです。共通表示事項としては、照射食品かどうか、輸入加工食品の中にも照射された原料が使われているかどうか、その表示記載も明確にしていきたいと思います。これら必要な表示事項などについては、昨年3月に食の安全・監視市民委員会と主婦連が合同で食品表示法案要綱案を公表いたしました。それは机上配布で資料として添付されておりますので、ぜひ新しい表示制度に反映させていただきたいと思います。これは後にホームページにアップされるということなので、傍聴されている方々もぜひご覧ください。

冠表示とか強調表示については、東京都など自治体で導入している制度などを参考にして現行ルールを見直し、整備していただきたい。それから、任意表示については、使用する場合のルール化を図ることが必要だと思います。

最後に、論点1の部分でも申し上げましたけれども、食品表示の一元化は、表示事項や、その内容だけではなく、一元化する表示に関して、監視・規制措置の見直し・整合化への

検討が伴わないと、意義は半減するのではないかと考えております。一元化へ向けた消費者の権利の確保と、その侵害を防止する監視・法執行は、車の両輪です。ぜひこれらも検討していただきたいと思っております。

以上です。

○宮下調査官 どうもありがとうございました。

続きまして、財団法人食品産業センター専務理事花澤様、ご発言、よろしくお願いたします。

○財団法人食品産業センター（花澤） 食品産業センターの専務理事の花澤です。よろしくお願いたします。

我が国の食料・飲料製造業というのは、今日もいくつかの我々の団体の方がご説明しますけれども、それ以外にも、食肉加工とか乳製品、水産物加工、あるいはみそ、しょう油、豆腐とか、製パン、製めん、冷凍食品、あるいはお惣菜等、本当に多くの業種・業態から成っております。私ども食品産業センターは、そうしたオール食品製造業の共通の課題について、解決に向けて、会員団体企業の皆さんと連携しながら取り組んでいるということでございます。そういうことでございますので、この食品の表示、それから情報提供ということは、我々センターの大きな主要業務となっております。

さて、この食品表示制度については、もう皆さんご案内のように、これまで長い検討の過程、経緯がございます。したがって、本食品表示一元化検討会の検討におきましても、何か6月を目途に云々といったスケジュールが言われておりますけれども、そういったスケジュールありきの拙速な検討ではなくて、丁寧な検討をお願いしたいと、まず申し上げたいと思っております。

それでは、論点のうち主要なものについて、意見を申し述べたいと思っております。

まず、論点2の食品表示の考え方については、昨年12月に消費者庁が実施されましたウェブアンケート調査結果等も踏まえまして、以下のことを考えていく必要があると考えております。

第1に、用語の定義を統一すること。

第2に、国際規格との整合性を図ること。

第3に、義務表示事項を絞り込んで、消費者の皆さんにとってもわかりやすく見やすく、そして我々事業者にとっても作成しやすい表示となるようにしていただきたいということでもあります。それから、消費者の皆さんはいろいろご関心があることはよくわかりますけれども、やはり義務表示を考える場合には、商品選択の際に本当に利用している表示は何かということ十分に検証した上で絞り込んでいただきたいと考えております。

第4に、期限表示とかアレルギー、保存方法等の安全性にかかわる表示事項は、これは当然ですが、従来どおり義務表示事項としていただくということだと思っております。

第5には、事業者が表示を作成する際に、いろいろな法律あるいは通達等々をチェックしたり、あるいは保健所とか農政事務所とか、いろいろな関係官庁に行き確認しなけれ

ばいけないと大変手間と労力がかかるので、こういったことがないように、法律の一元化をご検討いただく場合には、あわせて、ほかの方もおっしゃっていますが、執行・監視体制も一元化して、事業者にとっても間違いがないような、作成しやすい表示環境をつくっていただきたいということでもあります。

第6に、特に罰則を伴う義務表示事項については、中小零細の食品メーカーでも実行可能であるようなものにしていただく必要があるということもございます。

また、容器包装以外の表示媒体の活用については、事業者の自主的・主体的な取組を助長するための環境整備をするという方向で検討していただきたいと思います。ホームページの活用がいろいろ議論されておりますけれども、多くの事業者は製品の改良を頻繁に行っておりますし、製品そのものの変更とホームページの変更とのタイミングを完全に一致させるということはほぼ困難でございます。このため、ホームページ等で表示が義務化されるということになると、現在ホームページ等を積極的に活用して情報提供に努めている企業においても、表示の正確性を担保するためにホームページ等の活用を中止せざるを得ないということもなきにしもあらずという状況だと思っております。それから、くどくなりますけれども、我が国の食品製造業は、事業所数の99%が中小零細事業者によって担われております。こうした中小零細事業者の約3割は、我々の調査ですが、ホームページを持っておりません。さらに情報の維持・管理・更新等の人材が絶対的に不足しております。こういったことも十分配慮していただきたいと思います。

それから、第3の食品表示の適用範囲については、今、検討の対象となっているいろいろな業種・業態ごとに状況が異なりますので、それらの実行可能性等について、それぞれ、外食事業者、インストア加工事業者、インターネット販売事業者、中小零細食品製造事業者、それに専門のよくおわかりの学識経験者等を交えて、十分に議論していただきたいと考えております。

それから、第4の加工食品の原料原産地表示の拡大については、自主的・主体的な事業者の取組を推奨するということが適切でありまして、一律に義務づけることは避けていただきたいと思います。その理由は、第1に、原料原産地表示を広範に義務づけている国はほとんどありません。国際規格で、原料原産地表示は表示すべき項目にも入っておりません。諸外国で原料原産地に関する情報を伝達する商慣行もございません。我が国の食品製造事業者が取引相手先から原料原産地の情報を入手できない場合もございます。また、日本向けの原材料のみに原料原産地情報を要求することとなると、原材料の調達が大変難しくなるという場合も想定されます。

第2に、加工食品は品質、生産の安定、コストの低減、リスクの分散等を図るために、原料の調達先・配合等を複数化し、かつ頻繁に変更しております。このため、原産地の変更と包材等の変更のタイミングを一致させるための管理、あるいは複数の印刷の版を持っていなければいけません。こういったことの維持管理を完全に行うことは、事業者、特に多数の中小零細事業者にとっては、大変難しい問題であります。また、なかなか難しい問

題を義務化することになると、表示ミスが起こる可能性が格段に高まるとともに、包材ロスが相当の量になり、環境への負荷が増大することが懸念されます。

第3に、穀物等原材料の多くを海外に依存している我が国において、加工食品における原料原産地表示を義務づけるとすれば、産地の固定化など、我が国食品製造事業者の原料調達に制限されまして、企業活動は大きな制約を受けることになりかねません。食品の安定供給に支障を生じるおそれがあります。

それから、論点5の栄養表示の義務化については、事業者の自主的取組を推奨する方向で行うことが適切であると考えておりまして、一律に義務づけすることは慎重にお願いしたいと思っております。

第1に、多くの加工食品のラベルには、JAS法、食品衛生法による一括表示をはじめ、リサイクルマークとか特保のマークとか飲用乳の公正マーク等々、多岐にわたる事項を表示することが義務づけられておりまして、表示スペースをさらに確保することは困難であります。また、現状で表示を増やすことになると、例えばアレルギー表示等の健康被害にかかわる重要な表示が見にくくなるといった問題がございます。

第2に、事業者、特に中小零細事業者にとって、全ての食品を分析して正確な値を確認することは不可能であります。とすると、実際には計算値によって含有量を求めることになると思いますが、これはほかの方もおっしゃっておりますように、加工食品の生鮮原料は、季節や産地によりまして栄養成分の含有量に差が出てまいります。そうでありますので、国において食品表示の成分表等の公的データをあらかじめ充実整備して情報提供していただかないと、なかなか動かないと考えます。

第3に、現行の栄養表示基準における誤差の許容範囲について申し述べて終わりにしたいと思っております。個体差の大きい原料を使用する加工食品、惣菜、弁当等について、許容範囲内におさめることが困難な場合があります。諸外国の例も参考にさせていただいて、事業者にとって実行可能性の高い誤差の許容範囲の設定方法についても、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○宮下調査官 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまより意見交換のほうへ移りたいと思っております。意見交換につきまして、11時50分ぐらいをめぐりましてお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○池戸座長 どうもありがとうございました。

今4人の方からご意見をいただきました。それにつきまして、さらにご意見がありましたら、どうぞ。はい、神山さん。

○食の安全・監視市民委員会（神山） わかりやすい表示というところで、表示のスペースが小さくて、字が小さいからわかりにくいというウェブのアンケートだけではなくて、いっぱい書き過ぎていてわからないという意見があったということで、事業者団体の方々には、表示すべき情報をもっと少なくするべきだというご意見のように思うのですけれども、

アメリカやEUや韓国の実際の表示内容と比べても、日本の表示の情報は非常に少ないのに、これ以上少なくしてわかりやすくするという事は、逆だと思います。わかりやすくするために表示を少なくするという事は、日本の消費者はばかだからということが前提になるわけです。そうではなくて、消費者は消費者教育を受ける権利もあるということから考えると、わかりやすい表示をするために表示の内容を少なくするというのはおかしいのではないかという点について、ご意見を伺いたいと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。花澤さん、よろしいですか

○財団法人食品産業センター（花澤） 食品産業センターでございます。今のお話ですけれども、もちろん個々の消費者の方にはいろいろな方がいらっしゃって、いろいろなことを知りたいということがございますけれども、私どもとしては、義務表示ということについての考え方として、要するに義務表示というのは、全ての事業者が正確に表示できなければいけないということ。それから、消費者にとっても、健康に直接かかわるような表示等は、パッと見てわからなければいけないので、どこに書いてあるか、ぐるぐる回しながら見なければいけないようなことでは、日常の商品を選択する上で、一番現実的にわかりやすく、商品の選択にすぐ役立つような表示の仕方が必要ではないかと考えております。絞り込むというの、別に数をうんと減らしてくださいといったことを言っているわけではなくて、本当に多くの消費者にとって必要な情報は何なのかという観点から考えていただきたいということでございます。

○池戸座長 そのほか、いかがですか。

○食の安全・監視市民委員会（神山） すみません、一人でばかりしゃべって。汚染米事件があった時に、あの事件があぶり出したものというのは、多くの中小も含む食品メーカーあるいは末端の販売店あるいはお酒のメーカーなどが、自分たちが仕入れている米の素性を知らないで仕入れていたという事実だったと思います。ということはやはり、末端の人たちの表示の難しさというよりも、そこに伝えるべき原料を輸入してくる、あるいはとにかくそういう原材料を売る事業者の人たちの情報の伝達の重要性で、末端の人たちは正しい情報入手して、自分たちが間違っただけのものをつくらないようにしなければ、企業もつぶれてしまうかもしれないんだということをこの事件が示しているわけですから、原料原産地にしても、それからいろいろな食品のトレーサビリティにかかわる素性その他について、きちんと上流から下流に流れていくというシステムを事業者団体の方たちがおつくりいただいて、そしてそれが正しく最後まで、消費者にまで伝わるという仕組みを構築していただくことこそが重要ではないかと思っているのですが、いかがでしょうか。

○池戸座長 ただいまのご意見、よろしいですか、花澤さん。

○財団法人食品産業センター（花澤） まさに原料の氏素性といえますか、それから規格等の情報をフードチェーン全体として流していくということは、大事なことです。我々はそれぞれフードチェーンの一部で仕事をしておりますから、自分たちでできることは限られておりますので、フードチェーン全体として、事業者みんながそれぞれの部分でそうい

ったことをしっかりやっていただくということが大事で、我々もそういうつもりで仕事をしているところでございます。

○池戸座長 公文さん、どうぞ。

○社団法人全国清涼飲料工業会（公文） 全清飲でございます。私どもも、当然のようにトレーサビリティというところは最大限気を使ってビジネスをやっているわけでありまして、これを全て表示するというところは、先ほど申し上げたとおり、極めて困難でありまして、お問い合わせ等につきましては、もちろん大手はもう既にお答えできる体制ができております。それから、中小につきましても、大手に倣った仕組みをつくるということで、今着々とその体制を整えているということでございます。ご指摘のとおり、トレーサビリティがきちんとできていない商品を販売するというのは極めてリスクなことですので、事業者の責務としてこれは追及しているということでございます。

○池戸座長 どうぞ。

○主婦連合会（佐野） 先ほどのグループもそうなんですけれども、事業者は非常に後ろ向きで、できない、できないとおっしゃいます。どこまでできるのかということを中心に一緒に検討して、そこからスタートする考え方というのはあり得ないのか。表示面積が少ない、どこの国で生産されたかは、それは時によって、季節によって違うとか、いろいろなことをおっしゃいますけれども、消費者は本当に素直に知りたいだけです。ですから、その部分をどう事業者が補えるかというところは、もっと前向きにきちんと考えていただきたいと思っております。

○池戸座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがですか。

○食の安全・監視市民委員会（神山） 意見の中で言い忘れてましたが、栄養表示に関連して、日本の表示制度では水の表示が義務づけられていないので、ぜひ表示事項の中に水という表示を入れていただきたいということをちょっとつけ加えさせていただきます。

○社団法人全国清涼飲料工業会（公文） すみません、私もつけ加えさせていただきたいんですが、消費者が知りたい、例えば原料原産地といたします。このオレンジの産地がアメリカからイタリアに変わりましたという情報が本当に欲しいのかどうか。消費者の方が本当にお知りになりたい原料原産地情報をどのようにお伝えするかということをやはり議論すべきではないのか。特定の事件のあったところをいぶり出すために、その他を全部表示する、こんなことはナンセンスにはほかならないと私は考えております。

○池戸座長 どうぞ。

○主婦連合会（佐野） 私たちは原料原産地を全部表示しろと言っているわけではないので、そのあたりは誤解しないでいただきたい。私たち消費者は何を食べているか、それがイタリア産なのか、南アフリカ産なのか、知りたいというのは素直な要求であると思っています。全てを表示するというのは非常に困難だというのは、よくわかっています。

○池戸座長 そのほか、どうですか。よろしいでしょうか。

事務局のほうは何か。よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。

○宮下調査官 それでは、次のグループの方、発言者席のほうへお移りいただきたいと思
います。

〈発言者入れかえ〉

○宮下調査官 それでは続きまして、市民バイオテクノロジー情報室瀬瀬様、ご発言をよ
ろしくお願いいたします。

○市民バイオテクノロジー情報室（瀬瀬） 市民バイオテクノロジー情報室の瀬瀬と申し
ます。私は、今回の意見交換会に際しまして、論点2につきまして意見を提出させていた
だきましたけれども、それ以外の意見も述べていいということですので、書き切れなかつ
た部分について最初に述べさせていただきたいと思えます。

まず何よりも、今回食品表示を一元化するに当たりまして、新たな法律の目的には、消
費者の知る権利を保障するものであるということをしちんと目的の中に明記していただき
たいと思えます。今回の中間論点整理の本体のほうではなくて、関連する委員の指摘等の
参考資料のほうにありますけれども、食品表示の目的につきましては、「食品に関する表
示を適正なものにすることにより、消費者の安全を確保し、消費者の自主的で合理的な商
品選択が確保されるようにするため、事業者に対して、消費者の食品選択に必要な情報を
開示させ、かつ消費者が誤認することのないようにその内容を適正なものにさせることと
し、もって消費者の権利を確保すること」ということをやはり目的にしちんと明記して
いただきたいと思えます。これにつきましては、検討会を何度も傍聴しておりまして、複数
の委員から、きちんと消費者の権利を入れるべきだという意見が再三意見書等でも出され
ておりますけれども、それに関しましてはこの補足資料のような形で参考意見という形で
まとめられてしまっているのは、私としては非常におかしなことではないかと思っております。

次に、私が今回意見を述べました論点2について。まず論点2-1につきましては、こ
こには考え方2-1-3を基本的には支持すると書いておりますけれども、当然これが私
の意見に全くぴったり合っているものではありませんけれども、もし選ぶとすれば、これ
が一番近いのかなということで書かせていただきました。この考え方2-1-3といいま
すのは、現在の表示事項は最低限維持しつつ、例えば、消費者が関心を持っている表示項
目を増やすなど、消費者にとってさらなる情報を提供するようになるというものです。た
だ、原材料名につきましては、原則全て義務表示にすべきであると考えます。といいま
すのも、消費者が食品を購入する際に唯一直接的な手がかりとなるのは表示です。私たち
は、その表示によって、自分が購入しようとする食品がどんなものを使ってつくられていて、
その材料がどこから来ている、それ以外にどんなものが入っているかというのを知りたい
と思っております。それは私たちの知る権利であり、それはきちんと表示で保障されるべき
だと考えております。

先ほど来ありますけれども、原材料を全て記載することはスペースの問題で無理だといった意見が事業者もしくは事業者団体のほうから事あるごとに出ておりますけれども、例えば、宣伝のための文字はとても大きい表示。小さなスペースに、それが売り込みたい表示だと思うのですけれども、商品名とか宣伝文句とか、そういったものがかなり大きく入っております。場合によってはイラスト等も入っております。そういったものを小さくすれば、スペースは確保できる食品はたくさんあると考えます。そもそも限られたスペースに書き切れないほどの材料を使って食品をつくっていることに対して、私たち消費者はとても不信を感じておりますし、おかしいことではないかと思っております。例えば、食品添加物などは、確かにわかりづらく、その名称を見ただけではわからないというものもたくさんありますけれども、だからこそ、それを使って食品をつくっている事業者は、その名称と、何のためにそれを使っているかがわかるような書き方をしっかりしていただかなければいけないと思っております。ですから、今、食品添加物は一括表示が認められておりますけれども、一括表示では、その食品にどんな添加物が使われているかということが全くわかりません。これでは、事業者としてきちんと消費者に知らせる、どんなものを使って、この商品をつくっているかというものを知らせなくてはいけない責任を放棄しているのではないかと考えます。

次に論点2-2ですけれども、わかりやすい表示というのは常に言われております。これにつきましては、消費者庁によるアンケートで、「食品の表示をより分かりやすく、活用するためにどんなことが必要ですか」と聞き、「表示項目を絞り文字を大きくする」か、「小さい文字でも多くの情報を載せるか」という二つの回答から選ぶという設問がありましたが、当然ですけれども、文字は大きいほうが読みやすいわけですから、それを選択する消費者はきっと多いと思います。しかし、極端な言い方をすれば、「文字数は少なく、文字自体は大きい、自分が本当に必要だと思っている情報は省かれている可能性があります」という設問であれば、この答えは違って来たのではないかと思います。私たち消費者は、自分や家族が口にする食品に何が使われているかということはもちろん知りたいと思っておりますけれども、きちんと食品表示に原材料名が全て書いてあれば、自分が食べたくない、とりたくない、家族に食べさせたくないと思うものが入っていないことを確かめるということも表示からできるわけです。ですから、表示の簡素化というのは今以上に表示をわかりにくくするものであって、決して文字が大きくて情報量がある一定のものであるものがわかりやすい表示ではないということをご改めて申し上げたいと思います。

そして最後になりますけれども、消費者庁ができて、今回の食品表示一元化の新しい法律をつくろうと頑張っているわけですね。消費者庁が発行されている「安心・安全・豊かに暮らせる社会に」と題したパンフレットの中では、消費者庁は自ら「消費者庁は、消費者・生活者の利益とは何かを第一に考え行動する行政機関です」と、そこでおっしゃっています。この消費者の利益というのは消費者の権利を保障することではないかと私は考えます。ですから、食品表示制度も、ぜひ消費者の知る権利をきちんと保障する

ものであってほしいと思いますし、ぜひ今後の検討委員会でも、そのあたりを踏まえて、消費者の知る権利を目的に入れて、きちんと議論していただきたいと思います。

以上です。

○宮下調査官 どうもありがとうございました。

続きまして、社団法人日本果汁協会専務理事土谷様、よろしくお願いたします。

○社団法人日本果汁協会（土谷） 日本果汁協会の専務理事の土谷でございます。

発言時間が限られておりますので、3点、TPPとの関係、原料原産地問題と、あと消費者等に対する要望等について述べさせていただきたいと思います。一応レジュメが皆様のところをわたっていると思いますので、他の点については省略させていただきます。まず、基本的には、複数の法令にまたがっております現在の表示事項について、関係法令を一元化するということは、基本的には賛成するところでありますけれども、現在、日本政府において検討されているTPP協定の中で、例えば、TBTの分野、貿易の技術的障害分野でございますけれども、その中で、例えば米国で広く食品に採用されている遺伝子組換え食品や放射線照射食品の問題、そのようなことについて今後大きな課題になってくると思うわけです。そういう中で、検討会あるいは消費者庁でも、その交渉の方向がまだはっきりわかっていない、内容もわかっていない段階で法制化するというのは時期尚早ではないか、その結論を待った上でやるというのがいいのではないかと考える次第でございます。

2点目としまして、原料原産地問題。これは、先ほど全国清涼飲料工業会の公文専務もおっしゃいましたけれども、また2年前の3月29日、この会場でこの問題についても私が発言させていただきました。そこでちょっと発言し切れなかった部分ですけれども、消費者向けの最終加工食品、例えば果汁飲料について、国産の場合は、中身の原料原産地を「求める」と、「書け」ということになります。それで、消費者向けの最終製品製造国が、米国であれば「米国产」と、中身の果汁がブラジル産であろうがどこであろうが構わない、こういう仕組みになりますと、それは国内の果汁産業界を疲弊させるということになると思います。もちろん、国際競争力を削ぐことになります。今、飲料メーカーは海外にたくさん進出しています。シンガポール、オーストラリア、アメリカとなれば、そこから逆輸入されれば、国内の果汁産業界を空洞化させるという話になります。その点を十分考えてほしいと思います。

また、先のグループで、韓国において多くの加工食品について原料原産地の表示が義務化されていると言っています。それは確かにそうです。ただ、果汁製品で言えば、日本の輸入実行関税率は25%前後ですが、韓国の場合は50%です。ということは、最終加工製品が韓国に輸入できてもなかなかペイしないということなんです。そういうバリアがあるということです。また、米国においては、確かに原料原産地も最近義務化されました。しかし、米国に日本から果汁製品・加工食品を輸出しようとする時には、その食品を製造する日本の工場が米国政府による登録審査に合格しなければ、その工場で作られた加工食品は輸出できないというバリアがあります。そのようなことも十分考えた上で、施策を決め

ていただきたい。米国では、いわゆる9.11の同時テロ以降に「バイオテロ法」、今度7月1日からそれを強化した「食品安全強化法」というのが施行されます。そのようなことで、海外でやっているからという話では、日本の産業界を疲弊させるだけとっております。

また、果実飲料についてもっと詳しく述べますと、原料原産地表示が義務化された場合について、私ども協会が事業者アンケートしました。これについては消費者庁の担当官にも報告いたしました、1年ぐらい前です。要するに、国産の果汁は毎年、例えば今年がミカンの場合は、10万トンいかないかもしれませんが、9万トンぐらい搾汁します。前の年は裏年で4万トンしかありません。ということは、供給される国産果汁の量が年によってものすごく振れるわけです。そのような状態の中で、メーカーは定番商品としてそれを使えるかという話になるわけです。そういうことと、また、そうすると企業が国産果汁を使わないで海外産果汁の使用に特化せざるを得ないという状況を招くんです。そこを十分考えてほしいということです。

最後に、私は今までの検討会を傍聴いたしました。どうも委員各位の方の発言を見ますと、それぞれの立場からの主義主張を述べておられるだけであって、消費者の知る権利というのはわかりますけれども、その結果、日本の産業界あるいは引いては国民全体に対してどういう経済的負担を課すか、こういうことをちゃんとケーススタディすべきだと思います。原料原産地表示をした場合、もちろん販売価格は上昇します。その負担は最終的には消費者が負担しなければいけないのです。果実飲料の場合の主な消費者層は、20歳未満あるいは60歳以上のいわゆる経済的弱者なんです。それは、もしも「原料原産地表示を義務化しました」といった場合、どれぐらいコストアップするかということをやちゃんとケーススタディした上で判断すべきだと思います。

そういうことで、何回も意見交換会をされていますけれども、私は検討会の議論には失望しています。こういう施策を行った場合どういう事態を招くかということをもっと真剣に議論しなければいけないと思います。6回やられたのです。膨大な国費を使ってやっている。そういうことで、今後の検討会において中間論点をまとめられる時には、そういうケーススタディ等もされて、日本の国民全体にとってどういう経済的負担、インパクトがあるかということをや、ケーススタディあるいはサーベイすべきだと思います。

以上でございます。

○宮下調査官 どうもありがとうございました。

続きまして、日本消費者連盟共同代表運営委員山浦様、よろしくお願ひいたします。

○日本消費者連盟（山浦） 日本消費者連盟の山浦です。発言の機会を与您いただきまして、ありがとうございます。

私のほうは、簡単なパワーポイントの資料もつけております。それから、机上配布いたしましたして、私ども日本消費者連盟の機関紙「消費者レポート」で、福島長官が集会の折に述べられた報告書のデータ、それから私がほかの雑誌に書きました食品表示に関するデータなども載せておりますので、後日ホームページ等で参照いただければと思います。

私としましては、まず食品表示の問題のきっかけを振り返ってみたいと思います。2007年の不二家、ミートホープ、白い恋人など、様々な食品偽装の問題がございまして、これがきっかけになって、食品表示の問題を、組織をつくってしっかりとやるべきだといった議論が始まったのではないかと考えております。ただいま果汁のお話もございましたけれども、私どもは、古くはジュース訴訟というのを消費者運動は行ってまいりまして、実態は天然のジュースではないものをジュースとして販売していた、その成分はどのようなのだといったことを問題にした、そういった活動もございました。私どもとしては、今回の議論の出発点は、消費者がこの間様々な形でだまされてきたということがきっかけになってこうしたことがもう行われないうように、新しい体制をつくっていくんだと、そういう理念をこの統一法の中に掲げるといふものでなければいけないと考えております。

2年前にもこの場で私どもは意見を述べましたけれども、様々な事業者さん等の意見もございまして、私どもは、この統一法の必要性、そして原料原産地表示の拡大の必要性ということを書きました。

そして、消費者委員会に食品表示部会ができたり、それから消費者庁の中で検討が始まりましたが、食品表示部会の中においても、例えば原料原産地表示の拡大についての議論においては、私もその時の調査会の委員でしたけれども、まだまだ事業者の声というものも多く聞かれて、本来こういった消費者の被害というものをどう改善していかなければいけないのかという問題についての議論が非常に少なかったということに遺憾に思っております。

それから、消費者基本計画の改定が去年行われまして、この中で、統一法というものの必要性、それから現行制度の運用改善ということをしっかりうたっているわけですから、これを踏まえて、消費者庁長官もおっしゃっていましたが、消費者の視点に立った新しい制度というものをつくっていかねばいけないと考えます。

せっかく消費者庁内に、今日も委員がいらっやっています食品表示一元化検討会というものが設置されましたけれども、まだまだ事業者さんの声が非常に多いということ私どもは非常に残念に思っております、やはり消費者の声がしっかり反映できるような、そういう体制でなければいけなかったかなと思います。

そして、パブリックコメントが今行われているわけです。

この中間報告書の論点の問題点ということで私が今考えておりますのは、目的・基本的考え方の論点が羅列されているだけであるということ、消費者の選択権の確保、これまでの皆様方もおっしゃっておられましたけれども、ここが強調されていない。わかりやすい表示といった議論がそれに並立してしまっている。表示の優先順位をつけるとか、そういったことになっているのは非常に残念だと思っております。

ここにあるような適用範囲におきましても、後ろ向きの議論が行われてしまったということが非常に問題だと思っております。

私どもが考える基本的な考え方というのは、例えば添加物といったものが一応記載され

なければいけないことになっておりますけれども、どういう添加物で何に使われているのかということがわからないということが非常に問題ではないかと思えます。実際の加工食品の実態を見ますと、あまり良質でない原材料なども使いながら、それを香料とか大豆たんぱくとか着色料といったものを多用することによって一種ごまかしている部分もあるのではないかと、食品をよく見せようとするために様々な化学物質を使うという実態もあると思えますので、これがわかるように、消費者が、これはこういう製品なんだと納得できるような表示がなければいけないと思えます。

それから、適用範囲につきましても、外食などにも広げるべきだと思えますけれども、事業者さんのほうではガイドラインで足りるといった声も強く聞かれるのは残念なところ です。

そして、私たちがこれから盛り込むべきだと考えているものですが、総論につきましては、これまで様々な方もおっしゃっておられましたけれども、食品偽装や食の安全問題などについて、食品の情報を企業が公開して、消費者が食べたくない食品を選択できるようにする。まがいものも多いと思えますので、これがそういうものだということがわかるような、消費者の選択権を確保するもの、これが必要ではないか。これをしっかりうたうということが、総論では必要だと思えます。

それから、現行の消費者庁の食品安全行政の体制なんですけれども、まだまだ縦割り行政というものを引きずっておられるということで、この消費者庁の実行力の確保ということも必要ではないかと思えます。例えば、今の状況では、いろいろな企画立案が厚生労働省、農林水産省の部門のものが使われているということもまだまだあると思えますので、共管でされているものを消費者庁が自前でしっかりやっていただきたい。それから、立入検査とか改善命令といったものもしっかりと消費者庁のほうでできるような体制をとっていただきたい。

そして、法の実効性の確保のためには厳罰化をしなければいけないと思えます。

各論ではいろいろとございますけれども、私のほうでは、今日の資料につけましたように、原料原産地表示の拡大をあくまでも求めていく、これを原則にしていくということ を強調したいと思えます。

以上です。ありがとうございました。

○宮下調査官 どうもありがとうございました。

それでは、意見交換のほうへ移らせていただきたいと思えます。お時間としまして12時25分をめぐりということをお願いしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○池戸座長 ありがとうございました。このグループは3者ということですが、ご意見がありましたらどうぞ、追加的に。はい、山浦さん。

○日本消費者連盟（山浦） 先ほど果汁協会の土谷さんのほうからT P Pに関してご意見がございましたけれども、こういった交渉も行われているので、時期尚早ではないかといったご意見でした。それから、グローバル化の中でT B Tの問題が出てくるのではないかと

というお話でしたけれども、私は、時期尚早ではなくて、むしろ先手を打って、日本国内でしっかりとした体制をつくっていくということが今求められているのだと思うのです。よくコーデックス委員会で表示のルールが日本のようなものではないといった議論もされますけれども、これは何もそこで決まっているものではなくて、今まだ動いている議論があるわけですし、日本のルールはこうであるということをしかりと世界に訴えていくという姿勢も一方で必要ではないかと思っておりますので、T P Pが議論されているから、まだやるべきではないといった議論の立て方には私は同意できかねますが、いかがでしょうか。

○社団法人日本果汁協会（土谷） 先ほど言ったT P Pで、もし表示の一元化法案あるいはそれに対する関係法令がまとまって、しかしそれがT P Pの交渉結果と違うギャップがあった場合、改正し直さなければいけないという話になりますね。要するに、T P P協定書の中身と、その時の法令との関係ということで、直さなければいけないという話になるので、そんなことが世の中に通るのかという話であり、ちょっと心配します。だから、そういう意味で、私は、時期尚早ではないかと。これは消費者庁さんあるいは政府がどう考えているかによってでしょうけれども。ただ、内閣府担当官の話を聞きますと、遺伝子組換え、放射線照射食品、これは米国等においては広く一般的に食品として流通しているわけですが、今後の交渉で問題になろうということです。日本でそれが義務表示等、あるいは現在の遺伝子組換え、放射線照射食品の幅は広げられないと日本政府が言っても、果たしてそれが米国に通じるかどうかというところはあります。

○日本消費者連盟（山浦） ただいまのご意見なんですけれども、私はT P P交渉への参加自体が問題だと思っております、T P P自体、F T Aの中の一つにすぎないわけですが、この中の非関税障壁の扱いがあまりにも国家の主権を無視するような内容になっているということで、W T Oでもそうですけれども、T B Tの協定をより強力に進めて、特にアメリカ基準を日本に押しつけると懸念があります。T P Pは現在事前協議も行われているようですが、中身をしっかりと精査して、そういう一方的な非関税障壁をルール化するようなものは認められないのだという立場で交渉に臨むべきであって、こういったものに入ってしまった場合に、これからの法制度の改正が必要となってくるという議論ではなくて、今のT P P交渉自体の問題点をしっかりと見据えた上で、しっかりと日本のルールはルールとして、食品表示制度はつくっていく。そういう気構えでないと、今の国民の権利というものは守れないと思います。

○池戸座長 T P P以外で何かございますか。

○市民バイオテクノロジー情報室（瀨瀬） T P Pの問題につきましては、直接消費者庁のここの議論ではないかとは思いますが、T P Pに参加することで食品の表示がもし奪われるような、今以下になるようなことがあれば、それはT P P自体が消費者として認められないということです。T P Pの交渉結果次第で表示制度を改正し直さなければならぬかもしれないから、今ここで議論するのは時期尚早だというのはおかしい意見ではないかなと私も思います。

それとは別に、先ほど意見の中で述べるのが時間の関係でできませんでしたが、今回の検討会のほうで遺伝子組換え食品の表示について全く議論されないと、このままで最終の報告が出てしまうかもしれないというのは、とても危惧しております。遺伝子組換え食品につきましては、消費者は、できることなら食べたくない、口にしたいくない、口にさせたくないと思っているのは、これまでの様々なアンケートでもはっきりしております。ですから、今現在の遺伝子組換えの義務表示はほんの一部の商品に限られていますし、義務表示であるものもとても中途半端なものになっていまして、消費者は食べたくないと思っても、知らないうちに食べなくてはならない状況になっているというのは、とてもおかしな表示制度です。今回、消費者庁という、その名称に「消費者」とついている行政機関がまとめる食品表示の制度であれば、消費者が望んでいない遺伝子組換えのものは避けられるような表示、そういったものをきちんと検討会のほうでも今後ぜひ議論に上げていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○池戸座長 山浦さん。

○日本消費者連盟（山浦） たびたびすみません。今、遺伝子組換えのお話も出ましたけれども、私も各論としてしっかり議論すべき問題が多々あると思うんです。これが十分議論されないまま、6月ですか、最終的な報告書になってしまうというのは非常に危惧いたしますので、次に述べるような項目はぜひ、短期間ではありますけれども、議論して、消費者目線に立ったルールをつくっていただきたいと思います。

原料原産地表示につきましては、特に加工食品の原料原産地表示の50%ルールを撤廃していただきたい。非常に重要な原材料であれば、上位のものはしっかりと入れる。例えばハンバーグで50%に満たないものは記さなくていいといったルールは改めていただきたいと思います。

それから、それ以外にも、食品添加物の義務表示の対象に、キャリーオーバーのものは必要ないというルールがございますけれども、これは問題のあるものもございまして、キャリーオーバーだからいいんだという議論で片づけないでいただきたい。中身について消費者がわかるようなルールに改めていただきたい。アレルギー表示についての厳格化、これはやはり求めたいと思います。それから、放射線照射食品であるということを厳格にするということも、これも当然だろうと思います。それから、栄養成分表示の義務化、この議論は始まっておりますので、これはぜひ義務化に向けて、しっかりとやっていただきたい。期待しております。

それから、主婦連さんのほうからも出されましたように、今、日本におきましては放射能汚染食品の問題が非常に重要な論点だと思いますので、ベクレル表示といった形の、基準値以下のものであっても、その数値を記載するという方向性を考える必要があるのではないかと思います。

以上です。

○池戸座長 土谷さん。

○社団法人日本果汁協会（土谷） 両サイドの発言者の方に意見を聞きたいんですけども、原料原産地表示にしろ、栄養成分表示の義務化にしろ、要するに表示をするということはコストを伴うということなんです。だから、例えば原料原産地表示も、50%ルールをやめるとか、そういういろいろな意見はありますけれども、もしそれをやって、義務化しまして、製品コストが2割、3割上がりますと、消費者が納得するかということなんです。こういう世の中の厳しい経済、将来的な日本の人口が減って、なかなか経済がうまくいかない段階において、製品価格が上昇する。すなわちそれが消費者の経済的負担になるわけです。だから、消費者連盟の方あるいはいろいろな消費者代表の方は、「消費者はそれで納得する」という理解でいいんですか。

○日本消費者連盟（山浦） よく事業者の方はコストの問題もおっしゃられるわけですが、私としては、一体どれくらいのコストであるか、製品割合で何%かということをご伺いしたいと思うんです。そこで本当に値上げに結びつくようなコストであるということであれば、私どももしっかり考えなければいけないと思いますけれども、一般的にコストが上がるといっただけでは承認できないと思います。

それから、実際の加工食品あるいは今日のお話のジュースなどを見ましても、濃縮還元のものが多いと聞いているんです。実際に海外からそういった原材料が入ってきて、それを日本国内において一種の加工をして今のブランド化をしていくといった製品の作り方もよくあるとお伺いしますので、例えばその時の濃縮還元と入れた場合のコストと、それから還元しない場合のものとの違い、国内での原材料をしっかり使ったものとの違いとか、そういったことも考えて、消費者としては本物のジュースを飲みたいと思っておりますので、コストの問題だけに論点を絞ってしまうのは問題で、中身の問題がわかるようにすることがまず前提ではないかなと思います。

○社団法人日本果汁協会（土谷） 今、果汁について、濃縮還元やストレートといわれましたけれども、基本的にはストレート果汁は長もちしません。せいぜいもって1年です。海外から輸入されるのは、要するに「濃縮する」ことによって品質が劣化しない状況にするんです。通常は冷凍濃縮で入ってきますから、それをもって安くできるわけです。輸送コストもかかりません。冷凍ですから、貯蔵期間も長くできます。一般に市販されているストレート果汁のほうは、普通の濃縮還元果汁よりも価格が数段高いはずで、ストレート果汁の多くは国産果汁であります。それは、輸入では輸送コストの問題、長もちしないということがあるからです。では日本で果汁はストレートだけかといいますと、ミカンもリンゴも、約8割は濃縮果汁にしております。ということは、ストレート果汁だけでは売れないんです。したがって、国産のリンゴ・ミカンの果汁でも、そういうことで貯蔵するという、スペースの問題、コストの問題です。

ちなみに濃縮還元果汁、例えば一つの缶の中の果汁の原価、要するに果汁飲料製品の価格に対する原料価格が約50%だと言われています。これが、ほかの清涼飲料については1割までいかないとされています。そういうことで、50%ですから、もしも果汁飲料に原

料原産地表示を義務化するとなりますと、大量に、かつ定期的にちゃんとそれだけの量を確保できる国からしか輸入できなくなります。例えば、現在オレンジ果汁はブラジルから6割です。リンゴ果汁は中国から6割です。それが、もしも原料原産地表示が義務化されるとなりますと、輸出量の小さい国から輸入できない事態になるわけです。産地が特定化します。現在の中国産リンゴ果汁は、世界の流通量の半分を占めました。その結果、価格が暴騰しております。そういう事態を招くということ。そうすると、容器にもう表示されてしまっていますから、中身に詰める果汁の産地は既に決まってしまうわけです。容器包装は1年前にもう発注しますから。詰める時に容器包装を作るのではないんです。容器包装は既に1年前、2年前に作ってしまうんです。産地が変わると、その容器包装を捨てなければいけないのです。そういうこともコストの中に含まれていく。

それは、消費者が原料原産地を知りたいというのは分かりますよ。だから、果汁協会としては、強調表示でやりましょうということで、国産果汁あるいはイタリアのシシリーのレモン果汁と、みんなちゃんと書いてあります、この産地のものはこうだということ。しかし、定番商品をつくるには、産地を特定すると、価格はそう変更できないんです。変更しますと、流通に一々それを説明しなければいけないし、欠品が出ると違約金を払わなければいけないんです。そういうことも全部含めた上でケーススタディしてほしいというのはそういうことなんです。そうしないと、国内の清涼飲料業界、果汁業界は、まさしく空洞化を招いて、海外で生産して日本に輸出すればいいという話になってくるということです。これはほかの加工食品もそうだろうと思います。日本にはバリアがないんです。要するに関税はだんだん下がっていますし、韓国のように50%の関税で最終製品を輸入するには、最終製品は原料よりも価格が数段高いですから、なかなか輸入できない。米国の場合は、ちゃんと海外の製品については、工場も指定し、審査に受かった工場しか米国に輸出できないのです。そういう仕組みの中で世の中は成り立っているんです。一方、日本ではそういう仕組みは全くない中で、原料原産地だ、何だかんだと言うと、国内の企業はもうとてもではないがやっておれない。海外へ行って生産し、日本に逆輸入する。産業の空洞化ですよ。そういうことを強く言いたいと思います。

○池戸座長 どうぞ。

○日本消費者連盟（山浦） 今いろいろと詳しくご説明いただいたので、どのようにしてできるかということがわかったと思うんですけども、一般的にこういった事態は知られていないと思うんです。だから、国産のものがストレートでよくつくられているということとございますけれども、消費者としては、その実態を知った上で、では国産を応援しようとか、そういう動きもできるわけです。そのためには、どういう素性のものであるか、どういう流通の過程があるのかといったことがわかるような、そういう表示にしていきたい。それは全部記載するという形ではないかもしれない。いろいろな手段があると思いますので、ぜひ情報提供していただいて、ラベルに全部書き込むのは無理かもしれませんが、そういったことがわかるような仕組みというものが求められるのではないかと

と思うんです。

○社団法人日本果汁協会（土谷） 国産のリンゴ果汁で言いますと、平成20年に搾汁されたリンゴ果汁は、国産果汁と銘打っても、消費者が買わないんです。今、在庫は2,000トンあります。要するに消費者は価格なんです。1円でも安いものを買おうという姿勢なんです。だから、そこにもって高くなる原料原産地表示、それは、だから義務化ではなくて、それを本当に消費者が求めるのなら、そういうものをチョイスすればいいんです。何も法律で罰則するというのではなくて、企業が、あるいは消費者がそれを選択したいと思ったら、それが表示されたものをチョイスすればいいわけです。だから、僕はそれを法律で縛るべきではないと。国際的にもそういうことで原料原産地を縛っているのは韓国とアメリカぐらいなもので、ただそこにはちゃんとしっかりしたバリアを付した上でやっているわけです。

以上です。

○池戸座長 もうそろそろ時間ですが、何か補足等ありますか。よろしいですか。

では、どうもありがとうございました。

○宮下調査官 どうもありがとうございました。

それでは、これで午前の部を終了させていただきます。午後の部は14時に開始させていただきますので、よろしく願いいたします。

午後0時23分 休憩